（前のページより続き）

○原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第二条第二項第二号ニの原子力規制委員会が定める電子証明書を定める告示（原子力規制委二）　九

〔国会事項〕　一〇

内閣　国家公安委員会　一〇

〔人事異動〕

公証人任免（法務省）　一二

国家試験　一二

令和七年浄化槽設備士試験の施行について（国土交通省）　一二

〔公　告〕

諸事項　一三

官庁

特定保険募集人の所在の確知等、酒類の地理的表示を変更する件、証票無効関係　二九

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係

会社その他

# 規　則

## ○カジノ管理委員会規則第一号

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十二号）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）の施行に伴い、並びに特定複合観光施設区域整備法関係手数料令（令和三年政令第二百七号）第一条第五項の規定に基づき、特定複合観光施設区域整備法関係手数料規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

カジノ管理委員会委員長　佐藤　隆文

特定複合観光施設区域整備法関係手数料規則の一部を改正する規則

特定複合観光施設区域整備法関係手数料規則（令和三年カジノ管理委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （旅行日数その他旅費相当額の計算に関し必要な細目）<br>**第三条**　令第一条第五項の旅行日数その他旅費相当額の計算に関し必要な細目は、次に掲げるところによるものとする。<br>一　承認又は検定のためその地に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）第二条第四号の在勤官署の所在地については、東京都港区虎ノ門四丁目三番一号とすること。<br>二　［略］<br>三　国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）第四条の渡航雑費については、一万円とすること。<br>四　内閣総理大臣が旅費法第八条第一項の規定による旅費の調整を行った場合における当該調整により支給しない部分に相当する額については、算入しないこと。<br>五　［略］ | （旅行日数その他旅費相当額の計算に関し必要な細目）<br>**第三条**　［同上］<br>一　承認又は検定のためその地に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）第二条第一項第六号の在勤官署の所在地については、東京都港区虎ノ門四丁目三番一号とすること。<br>二　［同上］<br>三　旅費法第六条第一項の旅行雑費については、一万円とすること。<br>四　内閣総理大臣が旅費法第四十六条第一項の規定による旅費の調整を行った場合における当該調整により支給しない部分に相当する額については、算入しないこと。<br>五　［同上］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

**附　則**

この規則は、令和七年四月一日から施行する。